

[事案 30-127] 損害賠償請求

・令和元年 7 月 9 日 裁定終了

<事案の概要>

年金受取りに関する募集人の説明不足により配偶者の被扶養者になることができず、国民健康保険料を支払わざるを得なくなったとして、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 13 年 4 月に個人年金保険を契約したが、以下のとおり、募集人の説明不足により、不要な国民健康保険料を支払わざるを得なくなったため、この期間における国民健康保険料相当額を弁償してほしい。

- (1) 申込時、募集人に、退職後に年金の支払いを受けたい旨の意向を伝えていたにもかかわらず、実際の年金開始日（60 歳受取開始）は退職時期よりも 1 年前になっていたが、募集人からは何の説明もなかったため、これを知らなかった。
- (2) 数年前に年金開始日が退職時期よりも前であることに気付いた際、同開始日を 1 年遅らせることができないか保険会社に問い合わせたところ、実際には同開始日を遅らせることが可能であったにもかかわらず、同開始日から受け取るしかないと回答された。
- (3) 年金支払開始後、健康保険上で配偶者の被扶養者になるための収入基準において本契約の年金が算入されるかどうかという趣旨で「(配偶者の) 健康保険の扶養に入りたいので調べてほしい」と問い合わせたところ、募集人は「大丈夫、ほとんどかからない」と回答したので、これを信じ、退職後も働くことを選択した。しかし後日、本契約の年金受取額が上記収入基準に算入されることが判明し、合算すると基準額を超えるため、配偶者の被扶養者となることができなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約内容を適切に説明した。また、「ご契約のしおり一定款・約款」に、年金開始日が「被保険者の年齢が年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日」であることが示されている。
- (2) 募集人が申立人から、年金開始日を 1 年遅らせることができないかと質問を受けた際、翌日電話により、年金開始日を 1 年遅らせることはできないが、65 歳受取開始であれば変更可能である旨を説明した。
- (3) 募集人は、年金支払開始後に受けた問合せを、年金の課税関係（扶養控除）についての質問だと考え、年金収入に対応する保険料が経費として認められることから、「自分が積み立てたお金だからほとんどかからない」と回答した。なお、健康保険制度における被扶養者資格の有無は各保険者が判断するものであり、当社が回答できるものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社に説明不足や誤説明等があったとは認められず、その他保険会社

に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。